

京 都 大 学 教 職 教 育 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第 2 委員会、京都大学における教職教育（教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における教育をいう。以下同じ。）の在り方について調査検討するとともに、必要に応じて、教職教育の実施に関し学部・研究科等相互間の連絡調整を行う。	第 2
2 前項に定めるもののほか、委員会は、教員免許状更新講習に関し必要な事項を審議する。	2 (同 左)
第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第 3
(1) 教育学研究科長	(1)
(2) 研究科の教授 各 1 名	(2)
(3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名	(3)
	(4) <u>教育推進部長</u>
2 前項第 2 号及び第 3 号の委員は、総長が委嘱する。	2 (同 左)
3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。	3
(後 略)	
	<p>附 則 この要項は、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日から実施する。</p>